

1. 会合名	バイナリー・オプション取引に関するワーキング・グループ (第4回)
2. 日 時	平成25年8月28日(水) 13時00分～14時40分
3. 議 案	個別論点 II 1. 顧客管理及び取引管理について 2. 顧客への情報提供について
4. 主な内容	事務局より、バイナリー・オプション取引に係る規制における顧客管理、取引管理及び顧客への情報提供について、事務局案の説明が行われた後、大要以下のとおり意見交換が行われた。 (主な意見等) 1. 顧客管理及び取引管理について 【取引開始基準について】 ・取引開始基準について、当社では当初「バイナリー・オプション取引に固有の基準を定める必要がある」旨の回答を行ったが、後日、社内で検討し直した結果、先の回答について「バイナリー・オプション取引に固有の基準は特に設ける必要はない。」と修正させていただきたい。(委員) ・金先協の規則内容と平仄を合わせたほうがよろしいのではないかと。もし、日証協の規則において、デリバティブ取引の経験がなくとも株式取引の経験さえあればバイナリー・オプション取引ができることとすると、金先協の規則では株式取引の経験しかない(デリバティブ取引の経験がない)投資家を同取引の排除対象としていることとの平仄が合わなくなってしまう。日証協のルールでは通常の株式取引があれば、バイナリー・オプション取引を行えるというコンセンサスがある一方で、金先協のルールではそれを良しとしないというのであれば、両協会に加入している業者にとっては、業務上の取扱いが難しくなるのではないかと。(委員)

	・私見としては、バイナリー・オプション取引の開始にあたり、必ずしもデリバティブの取引経験があることが必須というわけではないのではと思う。他の高リスクの金融商品取引に慣れている投資家であれば、バイナリー・オプション取引を始めることに特段の問題は無いのではないかと。（委員） ・WGメンバーの中でも業務としてバイナリー・オプション取引を扱っている会社が少なく、殆どマーケットがない現状で、取引開始基準としてどのような項目を設けるべきかといった事項については、細かく定める必要はないのではないかと。将来、より複雑な取引が出てきた際には、更なる議論が必要になると思われるが、現時点においては取引開始基準を決めるという程度としてはどうか。（委員） ⇒ 金先協規則との平仄については意識して議論を進めたいと思う。ただし、FX取引の経験があれば良い（バイナリー・オプション取引が開始できる）が、信用取引の経験があっても駄目だ（当該取引は開始できない）というのは多少疑問に思われるところもあるので、引き続きWGメンバーの御意見を伺ってきたい。（主査） 【顧客カードについて】 ・顧客カードの記載事項については、決して顧客情報の将来的な保存及び顧客管理に留まらず、取引の入口の議論にもなる。仮に、株価指数のバイナリー・オプション取引を希望する顧客は株式取引の経験さえあれば取引開始できるが、通貨関連バイナリー・オプション取引も行いたいとの希望を出された場合には更に深い取引経験が必要だというようなものになってしまうと、業者側の取引管理としては可能であるが、顧客側に混乱を生じせしめることにならないかと懸念する。せっかくルールを策定するのであれば、金融商品を育てるとの哲学のもと、取引の入口への影響も考えていくべきである。（委員） ・顧客から取引限度額又は損失限度額の申告も受けたうえで、取引限度額等のモニタリングを行い限度額に達した場合は何らか
--	--

	の対応が必要だということであれば、顧客カードにある程度の情報を記載しなければモニタリングできないのではないかと懸念がある。しかし、顧客カードに限らず他の方法でモニタリングに必要な情報がデータ保存されており、それでうまくワークするのであれば、事務局案どおりでも良いのではないかと。 (委員) ⇒ 取引に係る限度額を設けモニタリングするためには、顧客申告額などの情報の保存や管理は絶対必要なものと考えているが、バイナリー・オプション取引を行うためだけに取得した情報を記録したものを顧客カードと呼ぶかどうかという問題であると思う。言葉の問題かもしれないが、顧客カードとして管理されている1つのものに新しく何かを入れなければならないかとなると、システム面や実務面で負担が生じるといった御意見があったことを踏まえれば、顧客カードに限らず自社で保存しているデータを活用してモニタリングを行うことが可能であれば、現在ある顧客カードの記載事項に何かを規則上追加するということは、今のところはしない方向としたい。(主査) 【取引限度額又は損失限度額について】 ・ 取引限度額又は損失限度額となっているが、どちらかを管理すればよいということなのか。(委員) ⇒各社の実務やシステム管理上、どちらかしか管理できない社もあるようなので、各社が可能な方法で顧客の過度な取引を防止するよう取引限度額又は損失限度額を管理することを求めているものである。(事務局) ・ 考え方としては、バイナリー・オプション取引においては、損失額は取引額を超えることはないため、損失額で限度を決めるよりも取引額で管理の方がより厳しい基準となると思う。実務的に損失額の把握が難しいということであれば、取引額で管理していくこととしてもいいということではないか。(主査) ・ 本年8月1日付で適用された金先協規則のうち、同日付で適用となった取引状況の開示に係る規定においては、取引全体に占
--	---

	める取引損失を出した人数の割合に係る開示も行うこととされている。損失が出ている顧客口座の割合に重点を置いていることからすると、やはり取引額に上限を設けて回数を制限するような観点よりも顧客の損失額が重要なのではないか。(委員) ・取引限度額及び損失限度額に係る基準の定める際に照らす事項としては、(規則においては事務局案②にあるような) 個別の要素に照らし顧客ごとに定めるのではなく、顧客属性に応じて定めることとしたほうが良い。(委員) ⇒ 金先協の規則との平仄も確認のうえ、事務局案を前提に進めることとしたい。(主査) 2. 顧客への情報提供について 【取引概要の公表、顧客への説明及び確認書の徴求について】 ・知識の確認テストは不要と考える。現状、プレーンなオプション取引の開始に際しても、そういったテストは実施していないことから、当該オプション取引に比してよりリスクの低いバイナリー・オプション取引を行う際にテストを実施するというのは整合的ではない。(委員) ・他のデリバティブ商品と比べてバイナリー・オプション取引が難解というわけでもなく、確認書でも顧客の知識の確認を行うことができるため、事務局案どおりでよいと考える。(委員) ・有価証券関連のバイナリー・オプション取引の開始に際して知識の確認のためのテストを行う、行わないは別として、金商法の大きな網の中でいわゆるバイナリー・オプションという商品が規制されて、その下に自主規制がぶら下がっているという全体的な背景からすると、通貨関連のバイナリー・オプション取引においては知識の確認テストを行い、有価証券関連の同取引においてはやらないという不整合は、顧客から見てもわかりづらいので、統一化すべきと考える。(委員) ⇒ 念のため補足すれば、仮に新規則において知識の確認テストを要しないと定めたとしても、各社の判断で当該テストを実施し、当該テストをパスした方に限って取引口座を開設するとい
--	--

	うことは全く妨げられるものではない。ここでは、規則として一律的に確認テストの実施を求めるか否かについて、御意見をいただきたいとして事務局案を提示している。（事務局） ・例えばA社では確認テストは要らず、すぐにでも取引できる、かたやB社では自主的に確認テストを行って、顧客の理解を深めるための努力をしたにもかかわらず、結果的には営業成績が下がる結果になってしまうとすれば、いわゆる投資者保護を遵守するがあまり、顧客数が減っていくことにもなりかねない。よって、通貨関連でも有価証券関連でも、バイナリー・オプション取引が金商法という大きな枠に入った以上は同じような扱いにすべきと考える。（委員） ⇒ 知識の確認テストの実施については両論あった旨記録するが、これ以外の「取引概要の公表」、「顧客への説明及び確認書の徴求」に係る基本的な業務フローには御異論がないので、事務局案を前提に進めることとしたい。なお、規則案の書きぶりについては再検討することとしたい。（主査） 【取引結果の公表について】 ・特段の意見なし。 【広告審査の体制整備について】 【過度の投機的取引を誘引するもの又はその恐れのある表示の禁止について】 ・規則制定後に、規則の下に何かガイドラインとかQ & Aとかを作る予定はあるのか。（委員） ⇒ 必要があれば作ることになるかと考えているが、今のところ、必ず作るということは考えていない。（事務局） ・広告等に関しては色々なやり方がある他、各社任せになっているところもある。例えば、アフィリエイト広告はどこまでチェックしないといけないのか、現状の事務局案では読み取れない
--	--

	部分がある。また口座開設時にキャッシュバックキャンペーンを行う会社もある中で、バイナリー・オプション取引においては、射幸心を煽るようなアフィリエイト広告や冷静な投資判断を妨げるおそれのあるキャッシュバックキャンペーンは控えるよう金先協のQ & Aやガイドラインには書かれている。事務局案ではこれらの取扱いについて特に言及していないが、各社に委ねるという理解でよいのか。(委員) ⇒ アフィリエイト広告の取扱いについては、「広告等に関する指針」の中で詳細に書かれている。(事務局) ⇒ 金先協の広告等に関するQ & A事例集は、金先協規則の考え方や解釈といった判断の一助となるものとして記載されていると思うが、記載内容は景品類の提供に関する規制よりも、踏み込んだ表現になっているかと思う。ただ、これと同じようなものを日証協で策定するか否かの判断は今すぐには難しいと思うので、キャッシュバックの件も含め整理を行ったうえで、必要があれば引き続き検討していくこととしたい。(主査)
5. その他	本議事概要は暫定版であり、今後、内容が変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 公社債・金融商品部（金融商品担当） （０３－３６６７－８５１６）